

**公益財団法人やまぐち移植医療推進財団  
理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準**

定款第13条及び第28条第1項に定めるとおり、この法人の理事、監事及び評議員は無報酬とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。